

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成16年3月25日 薬食発第0325001号、平成16・03・19 製局第3号、環保企発第040325001号）

改正後	現 行
<p data-bbox="232 485 1016 512">化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について</p> <p data-bbox="152 576 1099 651">3 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の製造等の取扱い</p> <p data-bbox="181 671 338 699">3 - 1（略）</p> <p data-bbox="181 715 1099 975"><u>3 - 2 第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱わないものとする。</u></p> <p data-bbox="181 991 1099 1161"><u>3 - 3 他の化学物質に不純物として含まれる監視化学物質については、その含有割合が1重量%未満の場合（3 - 1により混合物として取り扱うものを含む）は、監視化学物質に関する規定を適用しないものとする。</u></p> <p data-bbox="181 1177 1099 1294"><u>3 - 4 全量他の化学物質に変化させられる第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の取扱いについては次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="226 1310 383 1337">（1）（略）</p> <p data-bbox="226 1353 383 1380">（2）（略）</p>	<p data-bbox="1218 485 2002 512">化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について</p> <p data-bbox="1137 576 2085 651">3 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の製造等の取扱い</p> <p data-bbox="1167 671 1323 699">3 - 1（略）</p> <p data-bbox="1137 715 1234 742">（新設）</p> <p data-bbox="1167 991 2085 1161"><u>3 - 2 他の化学物質に不純物として含まれる監視化学物質については、その含有割合が1重量%未満の場合（3 - 1により混合物として取り扱うものを含む）は、監視化学物質に関する規定を適用しないものとする。</u></p> <p data-bbox="1167 1177 2085 1294"><u>3 - 3 全量他の化学物質に変化させられる第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の取扱いについては次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="1211 1310 1368 1337">（1）（略）</p> <p data-bbox="1211 1353 1368 1380">（2）（略）</p>